

YOSHIKAWA CITY FC U-15 会員規約

(改訂版)

第1章 総則

(名称及び所在地)

第1条

本クラブは、「YOSHIKAWA CITY FC U-15」と称し、その事務所は埼玉県吉川市内に所在する。

(運営)

第2条

本クラブ運営は、YOSHIKAWA CITY FCが行う。

(趣旨・方針)

第3条

サッカーを通じて地域スポーツの自立・発展の担い手となり、スポーツの普及・振興に努める。

第2章 会員

(入会資格)

第4条

本クラブに入会できる対象者は本クラブの趣旨に賛同し、本規約を遵守できるスポーツ活動が可能な方とする。

第3章 諸手続

(入会)

第5条

入会を希望する方は所定の入会申込書に必要事項を記入し、本クラブの承認を得たうえ、入会金、年会費、および月会費1ヶ月分をご入金頂きます。その手続きが完了した時点で会員となります。また、会員となった時点で本クラブ指定の衣類物品を購入しなければならない。また、会員は、入会申込書提出の際に、本クラブが指定する資料（誓約書、パーソナルレポートなど）を一緒に提出しなければなりません。

(休会)

第6条

休会は、休会する前月5日までに届け出があった場合に認められる。休会を希望する方は、所定の休会申込書に必要事項を記入しなお、休会期間は連続して2ヶ月以内を限度とし、その理由は原則として怪我または病気とする。勉強や他の習い事、家庭の都合等、怪我・病気以外の理由による休会は原則として認めないが、特別な事情がある場合は代表者の判断によりこれを認めることがある。

(復会)

第7条

復会は、復会する前月25日までに届け出があった場合に認められる。復会を希望する方は、所定の復会申込書に必要事項を記入し、本クラブに申請書を提出する。

(退会)

第8条

1. 会員は、事務局に対して所定の届出を提出することにより、本クラブを退会することができます。なお、会員は、退会の届出を提出する場合、事前に会員の保護者、コーチ及び事務局による話し合いを行うものとします。
2. 退会の届出は、退会を希望する月の前月10日（10日が日曜日、祝日に当たる場合は、その前営業日までとします）までに提出するものとします。11日以降に提出された場合、退会は提出の翌月からとなります。

第4章 入会金及び会費

(入会金)

第9条

入会金は、特段の事由がない限り原則としてこれを返還しません。会員資格の有効期限は1年間で、1年終了後は、退会まで本クラブが存続する限り無料継続とします。ただし、有効期限内での退会の場合はその時点で無効となる。

(会費及び諸経費)

第10条

1. 会費は、本クラブが指定する本クラブ口座へ毎月振込とする。その際に発生する振込手数料は、保護者負担となります。すでに納めた会費は特段の理由がない限り原則として返還はしない。料金は別紙にて参考。なお、月会費は第18条事項の際も本クラブ存続の為所定の金額を頂きます。ただし、長期間に及ぶ休業・閉鎖等の場合は、社会情勢、経済状況を踏まえた金額を本クラブで決議し、減額または免除の措置を取ることがある。
2. 前項のほか、会員は、入会初月及び新しい活動期間開始時には、本クラブが加入するスポーツ保険にかかる費用を支払うものとします。また、合宿、遠征費等強化活動費は、別途支払うものとします。なお、日本サッカー協会選手登録費用は、年会費に含むとする。
3. 入会が月の途中からの場合、当月15日までに入会手続きが完了した場合、希望者は手続き完了時から会員となり、当月の会費等を本クラブに支払うものとします。なお、会費等の日割り計算は行われません。また、当月16日以降に入会手続きが完了した場合、希望者は翌月から会員となり、会費等の支払は翌月分からとなります。

(入会金・会費などの変更)

第11条

本クラブは入会金、会費などを変更することができる。

第5章 会員の権利及び義務

(責任事項及び肖像権)

第12条

- (1) 会員あるいは会員以外の施設利用者が本クラブの利用に際して生じた人的、物的事故及び金品の紛失、盗難については、本クラブに故意または重大な過失があった場合を除き、本クラブは賠償の責を負いません。また、天災など不可抗力の事由により生じた事故については、本クラブは責を負いません。会員が本クラブの活動中、自己の責に帰すべき事由により本クラブまたは第三者に損害を与えた場合はその賠償の責任を負う。
- (2) 本クラブ活動内で撮影した会員の写真や動画を、本クラブ、日本サッカー協会および都道府県サッカー協会、日本クラブユース連盟および地域・都道府県クラブユース連盟、本クラブが出場する大会、本クラブパートナー企業様のパンフレット、ポスター、オフィシャルウェブサイト、公式SNSへの掲載使用を了承する。

(変更事項)

第13条

入会申込書の記載事項に変更が生じた会員の方は本クラブ所定の用紙に変更事項を記載の上、速やかに届け出て頂きます。

(資格喪失)

第14条

会員は次の場合にその資格を失うことになる。

- (1) 死亡
- (2) 除名
- (3) 本クラブからの解約
- (4) 運動可能な健康状態でなくなったとき

(除名等)

第15条

次の各事項のいずれかに該当する行為があった場合は、本クラブは該当する会員の会員資格を一時停止または除名することができる。

- (1) 本クラブの名誉を傷付ける行為や他の会員に著しく迷惑となる行為があったとき
- (2) 本クラブのチームルールおよびその他の規約に違反したとき
- (3) 会費、その他の支払いを3ヶ月以上滞納し、本クラブより督促を受けてもなお所定の期日までに支払いのないとき
- (4) 本クラブ運営を故意に妨害又はSNS等で誹謗中傷した場合
- (5) 活動への無断欠席が3ヶ月続いた場合
- (6) その他、処分を適当とする行為があり、本クラブがそれを決議したとき

(クラブからの解約)

第16条

本クラブは、正当な事由がある場合、入会金を払い戻すことにより、会員との間の入会契約を解約することができる。

第6章 その他

(施設の利用制限)

第17条

会員は、定められた曜日・時間に限り指導を受け、また、利用施設を使用することができる。

(施設の休業・閉鎖)

第18条

本クラブは、次の理由により利用施設の場所の変更、休業をする事があります。

- (1) 天災・地変その他、止むを得ない事情により施設の利用が不可能なとき
- (2) 利用施設の補修、または改修が必要とされたと判断されたとき
- (3) 社会情勢、経済状況に重大な異変があるとき

(曜日時間変更・廃止など)

第19条

本クラブは利用状況などにより1ヶ月前の予告をもって、曜日及び時間帯変更または廃止をすることがあります。

(利用規定)

第20条

本規約に定めない事項及び業務遂行上必要な事項は、利用規定等により他、必要に応じた本クラブが定めるものとする。

(諸規則の遵守)

第21条

会員は本規約及び本クラブが別に定める諸規則を遵守しなければならない。

(改正)

第22条

本規約の改正、変更は、本クラブの定めるところによるものとし、本クラブに関するその他の諸規則についても同様とし、それらの効力は全ての会員に及ぶものとする。

(所属期間)

第23条

会員の所属期間は、原則として下記の通りとし、各年の活動期間は4月1日から翌年3月31日までとします。

- 1) U15（ジュニアユース）：入会日より中学3年生時の3月31日迄
- 2) U12（ジュニア ※該当カテゴリ保有の場合）：入会日より小学6年生時の3月31日迄

(活動スケジュール)

第24条

1. 本クラブは、会員の成長を考慮して、活動スケジュールを計画することができ、トレーニングの進捗状況、会員のコンディショニングなどを考慮して活動スケジュールを変更することができます。
2. 本クラブは、夏季と冬季において、必要に応じて1週間から2週間程度の休息期間を設けることができます。
3. 本クラブは、天候等の条件により、活動を中止することができるものとします。
4. 本クラブは、活動スケジュール及びその変更については、本クラブが定める方法により、会員に告知するものとします。

(試合、合宿、その他のイベント)

第25条

1. 会員は、本クラブの指定する大会、合宿又はイベントに参加しなければなりません。ただし、会員が事前に本クラブの承諾を得た場合、これらに参加する必要はありません。
2. 本クラブは、前項の大会、合宿又はイベントに参加する会員に対して、本クラブの定める参加費用等の支払いを求める場合があります。会員は当該求めに応じ、参加費用等を支払うものとします。

(会員資格の一時停止・喪失通知)

第26条

会員資格の喪失又は一時停止の効力は、本クラブから会員又は会員の親権者若しくは法定代理人に喪失又は停止についての通知した日から生じるものとします。なお、会員は会員資格の喪失日又は停止日が属する月についての会費等の支払いを行わなければならないものとし、日割り計算は行わないものとします。

(トレーニングウェア及び用具、施設等の取り扱い)

第27条

1. 会員は、本クラブが指定したトレーニングウェア及び用具を使用するものとします。
2. 会員は、本クラブから貸与したユニフォーム、トレーニングウェアがある場合、これらを適正に管理するものとし、会員の不注意で紛失や破損した場合、これらを弁償するものとします。
3. 会員は使用する用具、施設を大切に使用するものとし、会員の不注意で紛失や破損した場合、これらを弁償するものとします。

(送迎)

第28条

1. 会員は、原則として、本クラブが指定する会員が所属するチームの活動が行われる場所に自ら集合し、活動終了後は現地で解散し、帰宅するものとします。
2. 本クラブは、本クラブの判断に基づき、会員の送迎を行う場合があります。

(地位譲渡の禁止)

第29条

会員は、会員たる地位を譲渡することができないものとします。

(事故の責任及び保険)

第30条

1. 会員は、本クラブの会員になるのと同時に本クラブの指定するスポーツ安全保険に加入することを承諾したものとみなされ、スポーツ安全保険は活動期間単位での加入が必要となります。
2. 本クラブは、会員の活動中やその往復中の事故、怪我等について、本クラブが加入するスポーツ安全保険の補償の範囲内で補償又は賠償するものとします。ただし、本クラブに故意または重大な過失がある場合は、当該保険の範囲に限定されず法律上の賠償責任を負うものとします。
3. 会員が活動中にコーチ又は第三者に対して負った損害賠償責任について、本クラブは、スポーツ安全保険が補償範囲内でのみこれらに対応するものとします。ただし、本クラブに故意または重大な過失がある場合を除きます。
4. 本クラブは、本クラブの送迎バスの運転手の責に帰すべき事由により、会員が負傷し又は死亡した場合、本クラブが加入する自動車保険（任意保険）搭乗者保険の補償範囲内でこれを補償するものとします。ただし、本クラブに故意または重大な過失がある場合は、当該保険の範囲に限定されず法律上の賠償責任を負うものとします。

(クラブ活動の一部廃止及びその効力)

第31条

1. 本クラブは、3か月前までに会員に通知することにより、本クラブの活動を一部廃止することができるものとします。
2. 本クラブが、その一部を廃止した場合、会員は、廃止日にその会員たる地位を失うものとします。
3. 前項の場合、本クラブが既に受領している月会費があれば、日割り計算（1ヶ月を30日とします）により清算し、会員に対し無利息にて返還するものとします。

(個人情報等)

第32条

1. 会員は、日本サッカー協会等への登録や大会参加申込書など、本クラブの活動に必要な場合、本クラブが会員の個人情報を同協会等や大会主催者（以下「主催者等」といいます）に提供すること及び主催者等により提供した個人情報が主催者等の使用目的に限り使用されることに同意するものとします。

(免責及びトラブル解決)

第33条

1. 本クラブは、活動中に生じた盗難・紛失について、本クラブに過失がある場合を除き、一切損害賠償の責を負わないものとします。
2. 本クラブは、活動中の忘れ物について、一定期間保存した後、任意に処分することができるものとします。
3. 会員は、会員又は親権者等が本クラブの活動中の写真や映像をSNS等に掲載することにより、他の会員又は第三者との間にトラブルが生じた場合、自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、本クラブは故意または過失がある場合を除き何ら関与しないものとします。

(細則等)

第34条

本クラブは、本規定に定めのない事項について、細則を定めることができるものとします。

(本規約の変更等)

第35条

本クラブは、本規約を随時変更することができるものとし、変更した場合、変更後の本規約を本クラブホームページに掲載又はその他の方法で会員が閲覧できる状態に置くものとします。本規約変更後に会員を継続することにより、会員は当該変更承諾したものとなります。

2022年7月22日制定

(2026年 改訂)